

高知県環境教育等による環境保全の取組の促進に係る体験の機会の場の認定に関する事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成23年法律第67号。第4条第2項において「法」という。）、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（平成24年文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号。第4条第2項において「省令」という。）及び環境保全活動・環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（第4条第2項において「基本方針」という。）に基づき、自然体験活動の場、その他多数の者を対象にするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場（以下「体験の機会の場」という。）の認定に関して必要な事項を定めるものとする。

(申請者)

第2条 体験の機会の場の認定を申請することができる者は、土地又は建物の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（個人、民間団体等に限る。）とする。ただし、当該者が、次の各号のいずれかに該当すると知事が認めるときを除く。

- (1) 第9条第1項の規定により認定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないとき
- (2) 法人その他の団体であつて、その役員(法人でない団体にあつては、その代表者)のうち前号に該当する者があつたとき
- (3) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この号において「暴排条例」という。第2条第1号に規定する暴力団をいう。）もしくは暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）であるとき、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(認定の申請)

第3条 体験の機会の場の認定を受けようとする者は、別記第1号様式による認定申請書を作成し、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。この場合において、公的機関が発行する証明書を添える場合は、申請しようとする日前3月以内に発行されたものに限るものとする。

- (1) 申請者が個人である場合は、住民票の写し
- (2) 申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- (3) 申請者が前条各号に該当しないことを説明した書類（別記1）
- (4) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における認定の申請に係る体験の

- 機会の場で行う事業の実績を記載した書類（別記2）
- (5) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書（別記3）及び収支予算書（別記4）
 - (6) 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置（当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む。）について記載した次に掲げる書類
 - ア 参加者及び実施者の安全確保のための対応マニュアル（天候急変時の対応、傷害保険等の加入、事故時の応急措置体制その他安全確保のための必要な事項の記載を含む。）
 - イ 火災、震災等の避難訓練マニュアル
 - ウ 認定の申請に係る建築物の消火器の設置、非常照明器具等の消防法（昭和23年法律第186号）に基づく設備を把握することができる書類
 - エ 体験の機会の場とその周辺との区分、危険箇所の表示、周囲の柵設置等による安全管理の実施を示した書類
 - オ 警備を委託している場合にあつては、警備会社との契約書の写し
 - カ 直近過去3年間の固定資産税の納税証明書（該当する場合のみ）
 - (7) 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類（別記5）
 - また、有資格者がある場合にあつては、その資格証明書の写し
 - (8) 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加に要する費用の額及び当該事業の参加定員に関する事項を記載した書類
 - (9) 認定の申請に係る土地又は建物の位置を示す地図及び当該土地若しくは建物の登記事項証明書又はこれに準ずるもの
 - (10) 認定の申請に係る体験の機会の場において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書（別記6）
 - (11) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

（認定）

第4条 知事は、認定をしようとするときは、あらかじめ高知県教育委員会に協議しなければならない。

2 知事は、前項の規定による協議を踏まえて、申請の内容が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、体験の機会の場として認定し、別記第2号様式による認定通知書により遅滞なく申請者に通知するものとする。この場合において、認定に当たっては、知事は現地確認及びヒアリングを行うことができる。

- (1) 法、省令及び基本方針に照らして適切なものであること。
- (2) 環境の保全に関する学習の機会の提供が行われるものであること。
- (3) 適切な計画が定められていること。
- (4) 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。

- (5) 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと。
- (6) 利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと。
- (7) 認定の申請に係る体験の機会の中で行う事業に1年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。
- (8) 認定の申請に係る土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていること。

3 知事は、認定の申請に係る体験の機会の中で行う事業の内容等が前項各号に掲げる要件に適合しないと認める場合は、その理由を示して、別記第3号様式による不認定通知書により遅滞なく申請者に通知するものとする。

(有効期間)

第5条 知事は、認定の有効期間を、当該認定の日から起算して5年を超えない範囲内において定めるものとする。

(変更及び廃止の届出)

第6条 認定を受けた者は、申請事項に変更があったときは別記第4号様式による変更届出書を、体験の機会の際の提供を行わなくなったときは様式第5号様式による廃止届出書を事実の発生日から30日以内に、知事に提出しなければならない。

(報告、助言等)

第7条 認定を受けた者は、事業年度終了後30日以内に、前年度における認定に係る体験の機会の中で行う事業に関する次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。ただし、当該事業が当該事業年度を超えて行われる場合等年度ごとの報告書の提出が困難であるときは、当該事業終了後30日以内に報告するものとする。

- (1) 実施の内容
- (2) 実施の目的
- (3) 実施の期間
- (4) 実施の回数
- (5) 参加に要する費用
- (6) 参加者数
- (7) 参加者又は実施者の生命又は身体について被害が発生した事故の有無並びに当該事故があるときはその内容及び再発を防止するために講じた措置
- (8) 収支決算書

2 知事は、認定を受けた者に対し、当該認定体験の機会の際の提供の適正な実施を確保するために必要な限度において報告若しくは資料の提出を求め、又は当該認定体験の機会の際の適正な運営を図るため必要な助言をすることができる。

(更新の申請)

第8条 第5条の有効期間の更新を受けようとする者は、別記第6号様式による更新申請書に第3条第2項に掲げる書類を添えて有効期間が満了する日の30日前までに知事に提出しなければならない。この場合において、更新の認定期間は、有効期間の満了する日の翌日から起算して5年を超えることができないものとする。

(認定の取消し)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定体験の機会のある場で行う事業の内容等が、第4条第2項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。
- (2) 認定を受けた者が、第6条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (3) 認定を受けた者が第7条第2項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (4) 認定を受けた者が、偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、その理由を示して、別記第7号様式による認定取消通知書により遅滞なく当該認定を取り消した者に通知するものとする。

(所在地による認定事務の取扱い)

第10条 体験の機会のある場として提供される土地又は建物の全部が、高知市に所在する場合の認定に関する事務については、高知市長が行うものとする。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。